



第十五号様式(第三条の四関係)(A4)

建築基準法第6条の2第1項の規定による

## 確認済証

第19UD11S建05467号  
令和2年2月8日

株式会社シンセイハウジング  
代表取締役 増田菊次 様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役 田辺 恵善



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

### 記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

東京都練馬区大泉町二丁目3510番77,78

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 主要用途 一戸建ての住宅

(2) 工事種別 新築

(3) 延べ面積

a. 申請部分	93.00 m <sup>2</sup>
b. 申請以外の部分	0.00 m <sup>2</sup>
c. 合計	93.00 m <sup>2</sup>

(4) 申請棟数 1 棟

(5) 主たる建築物の構造 木造

(6) 主たる建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)	2 階
地階の階数	0 階

(7) 建築物の名称又は工事名 大泉町二丁目新築工事

3. 確認を行った確認検査員氏名 関根 知昭

4. 適合判定通知書の番号

第 号  
令和 年 月 日

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

# 電子署名情報

株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次 様

ユーディーアイ確認検査株式会社

『電子署名情報』は『建築確認検査電子申請等ガイドライン』に基づき、電子申請※1により、申請を実施した場合の電子証明記録を表示したものです。

『署名情報』に記載のある書類に、電子署名※2を実施した場合は『申請書第一面』『設計図書』等への押印は、省略されます。

※1電子申請 行政手続きオンライン化法第3条に規定する申請等を表します。

※2電子署名 国土交通省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第2条第2項第1号に規定する電子署名を表します。

電子申請により確認申請を申請された場合、申請された電子文書(データ)が正本であり副本になります。電子文書を書面に印刷されたものは複写の扱いとなりますので留意願います。(書面に印刷された場合、書面の左上部に識別番号が印字されます)  
また電子申請によらず別途書面で申請書の一部を紙面等で提出された場合には、電子申請により提出された全ての電子文書と合わせて当該物件の副本となります。

物件名	大泉町二丁目新築工事		
種別	確認申請	識別番号	W2019UDI26628-2
確認番号	19UDI1S建05467	事前番号	19UDI2W受31501

この申請図書は、以下の署名情報により、電子署名が行われた電磁的記録の写しです。  
(認証事業者の名称 セコム・トラストシステムズ株式会社)

◆署名情報 [2回目](本受付後に訂正、署名されたファイルのみ)

書類種別	ファイル名	署名者(CN値)	署名者(ユーザー名)	エコ文書ユーザーID	電子証明書サービス名	タイムスタンプ
配置図	配置図.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-02-07 10:27:50

# 電子署名情報

## 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次 様

ユーディーアイ確認検査株式会社

『電子署名情報』は『建築確認検査電子申請等ガイドライン』に基づき、電子申請※1により、申請を実施した場合の電子証明記録を表示したものです。

『署名情報』に記載のある書類に、電子署名※2を実施した場合は『申請書第一面』『設計図書』等への押印は、省略されます。

※1電子申請 行政手続きオンライン化法第3条に規定する申請等を表します。

※2電子署名 国土交通省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第2条第2項第1号に規定する電子署名を表します。

電子申請により確認申請を申請された場合、申請された電子文書（データ）が正本であり副本になります。電子文書を書面に印刷されたものは複写の扱いとなりますので留意願います。（書面に印刷された場合、書面の左上部に識別番号が印字されます）  
また電子申請によらず別途書面で申請書の一部を紙面等で提出された場合には、電子申請により提出された全ての電子文書と合わせて当該物件の副本となります。

物件名	大泉町二丁目新築工事		
種別	確認申請	識別番号	W2019UDI26628
確認番号	19UDI1S建05467	事前番号	19UDI2W受31501

この申請図書は、以下の署名情報により、電子署名が行われた電磁的記録の写しです。  
(認証事業者の名称 セコム・トラストシステムズ株式会社)

◆署名情報 [ 初回 ]

書類種別	ファイル名	署名者 (CN値)	署名者 (ユーザー名)	エコ文書ユーザーID	電子証明書サービス名	タイムスタンプ
確認申請書	確認申請書.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:26
委任状	ininjou.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:26
配置図	配置図.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
求積図	menseki.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
平面図 1	1F.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
平面図 2	2F.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
平面図 3	RF.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
立面図 1	立面図・断面図.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:27
シックハウス関連 1	使用材料表および換気計算.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28
シックハウス関連 2	【カタログ】61.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28
その他 1	準耐火リスト.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28
その他 2	【柱壁伏図】1F.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28
その他 3	【柱壁伏図】2F.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28
その他 4	壁量計算書.pdf	toshimasa nakata	仲田敏正	ayamdo	Denshi Syoho Service4	2020-01-31 19:09:28

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

## 確認申請書（建築物）

（第1面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。  
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役 田辺 恵善 様

令和2年2月1日

エム. デザインオフィス  
申請者氏名 仲田 敏正 印

（日本工業規格A列5番）

様式第2号の2（第10条関係）

火災予防通知票

東京消防庁

- 第1 火災予防条例により、住宅に住宅用火災警報器を設置し、維持する必要があります。  
なお、住宅を新築し、又は改築する場合は、設置後に消防署への届出が必要となります。
- 第2 次に該当する設備がある場合は、火災予防条例により、消防署への届出が必要となります。
- 1 入力が、70キロワット以上のヒートポンプ冷暖房機、ボイラー又は給湯湯沸設備
  - 2 温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、入力が70キロワット未満のものを除く。）
  - 3 燃料電池発電設備（火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
  - 4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（〔例〕200リットル以上1,000リットル未満の灯油・軽油、400リットル以上2,000リットル未満の重油）の貯蔵又は取扱いをする設備
- 第3 ガスこんろ、石油ストーブ等の火気使用設備器具は、火災予防条例により、可燃物から安全な距離を保つ必要があります。
- 第4 住宅の火災を予防し、安全を確保するために有効な方法として次のものがありますので、これらの実施に努めてください。
- 1 初期消火のために： 消火器、住宅用スプリンクラー設備等の設置及び維持管理
  - 2 避難安全のために： 避難はしご、避難ロープ等の設置及び維持管理
  - 3 延焼拡大防止のために： 防火性を有する防災物品（カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等）及び防災製品（寝具等、衣服類等）の使用
  - 4 出火防止のために： 安全装置付きのガスこんろ、石油ストーブ等の使用
  - 5 地震時のために： 感震安全装置付きの配線器具、家具類を固定する転倒落下防止金具等の取付け

問い合わせ先 石神井 消防署 [大泉学園 出張所] 電話 03 (3978)0119 内線 846  
問い合わせ番号 (2019140/) 小林 実

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 シンセイハウジング カブシカイシャ ゲイオウトリシマリヤク マスカキジ  
 【ロ.氏 名】 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次  
 【ハ.郵便番号】 〒179-0076  
 【ニ.住 所】 東京都練馬区土支田3-18-5  
 【ホ.電話番号】 03-5875-6261

【2. 代理者】

【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 302663 号  
 【ロ.氏 名】 仲田 敏正  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (4)8352 号  
 エム. デザインオフィス  
 【ニ.郵便番号】 〒352-0021  
 【ホ.所在地】 埼玉県新座市あたご3-2-21  
 【ヘ.電話番号】 048-201-2402 【FAX番号】 048-477-2426

【3. 設計者】

(代表となる設計者)  
 【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 302663 号  
 【ロ.氏 名】 仲田 敏正  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (4)8352 号  
 エム. デザインオフィス  
 【ニ.郵便番号】 〒352-0021  
 【ホ.所在地】 埼玉県新座市あたご3-2-21  
 【ヘ.電話番号】 048-201-2402  
 【ト.作成又は確認した設計図書】 確認申請図一式

(その他の設計者)  
 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏 名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏 名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏 名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)  
 上記の設計者のうち、

- 建築士法第20条の2第1項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の2第3項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第1項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第2項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第4項の表示をした者  
 【イ.氏 名】  
 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏 名】  
 【ロ.勤 務 先】  
 【ハ.郵 便 番 号】 〒  
 【ニ.所 在 地】  
 【ホ.電 話 番 号】  
 【ヘ.登 録 番 号】  
 【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏 名】  
 【ロ.勤 務 先】  
 【ハ.郵 便 番 号】 〒  
 【ニ.所 在 地】  
 【ホ.電 話 番 号】  
 【ヘ.登 録 番 号】  
 【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏 名】  
 【ロ.勤 務 先】  
 【ハ.郵 便 番 号】 〒  
 【ニ.所 在 地】  
 【ホ.電 話 番 号】  
 【ヘ.登 録 番 号】  
 【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏 名】  
 【ロ.勤 務 先】  
 【ハ.郵 便 番 号】 〒  
 【ニ.所 在 地】  
 【ホ.電 話 番 号】  
 【ヘ.登 録 番 号】  
 【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 302663 号

【ロ.氏名】 仲田 敏正

【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (4)8352 号  
エム. デザインオフィス

【ニ.郵便番号】 〒 352-0021

【ホ.所在地】 埼玉県新座市あたご3-2-21

【ヘ.電話番号】 048-201-2402

【ト.工事と照合する設計図書】 確認申請図一式

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ.氏名】 未定

【ロ.営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号

【ハ.郵便番号】 〒

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ( )

未申請 ( )

申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ( )

未提出 ( )

提出不要 ( )

【9. 備考】

大泉町二丁目新築工事

## (第三面)

## 建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	東京都練馬区大泉町二丁目3510番77, 78		
【2. 住居表示】	東京都練馬区大泉町二丁目55-1		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	第1種高度地区 土地区画整理事業を施行すべき区域 最低敷地面積(80㎡) 最高高さ10m 日照規制 +2.5h 1.5m 西側無遮風地区		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	m	法第43条第2項第2号による	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】 (1)	( 96.32 )	( )	( ) m <sup>2</sup>
(2)	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ロ. 用途地域等】	( 第一種低層住居専用 )	( )	( )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( 100.00 )	( )	( ) %
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( 50.00 )	( )	( ) %
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	96.32	m <sup>2</sup>	
(2)		m <sup>2</sup>	
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			100.00 %
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			50.00 %
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】	(区分 08010) 一戸建ての住宅		
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合計 )
【イ. 建築面積】	( 48.02 )	( )	( 48.02 ) m <sup>2</sup>
【ロ. 建築面積】	49.86 %		
【11. 延べ面積】	( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合計 )
【イ. 建築物全体】	( 93.00 )	( )	( 93.00 ) m <sup>2</sup>
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ. 自動車車庫等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ト. 蓄電池の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【チ. 自家発電設備の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【リ. 貯水槽の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ル. 住宅の部分】	( 93.00 )	( )	( 93.00 ) m <sup>2</sup>
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ワ. 延べ面積】	93.00 m <sup>2</sup>		
【カ. 容積率】	96.56 %		
【12. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】	1		
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	0		



【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)	(他の建築物)
【イ. 最高の高さ】	( 7.910 )	( ) m
【ロ. 階数】	地上 ( 2 )	( )
	地下 ( 0 )	( )
【ハ. 構造】	木造 一部	造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】	<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用	<input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用
【14. 許可・認定等】	都市計画法53条 令和2年1月30日 H31都法許可練馬区01101 建築基準法第43条第2項第2号許可 令和2年1月28日 H31建法許可練馬区00084	
【15. 工事着手予定年月日】	令和 2 年 3 月 1 日	
【16. 工事完了予定年月日】	令和 2 年 6 月 30 日	
【17. 特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)	
(第 回)	年 月 日 ( )	
(第 回)	年 月 日 ( )	
(第 回)	年 月 日 ( )	
【18. その他必要な事項】	住宅用火災警報器	
【19. 備考】		

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】	1		
【2. 用途】	(区分 08010 )	一戸建ての住宅	
	(区分 )		
	(区分 )		
	(区分 )		
	(区分 )		
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【4. 構造】	木造	一部	造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火構造 (準耐火時間：45分) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)		
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造		
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】	<input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
【8. 階数】	【イ.地階を除く階数】 2 【ロ.地階の階数】 【ハ.昇降機塔等の階の数】 【ニ.地階の倉庫等の階の数】		
【9. 高さ】	【イ.最高の高さ】 7.910 m 【ロ.最高の軒の高さ】 5.875 m		
【10. 建築設備の種類】	給水設備、衛生設備、電気設備、換気設備、住宅用火災警報器、ガス設備、排水設備		
【11. 確認の特例】	【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ロ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【ハ.適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 4 号 【ニ.認定型式の認定番号】 第 号 【ホ.適合する一連の規定の区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ.認証型式部材等の認証番号】 第 号		
【12. 床面積】	( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合 計 )
【イ.階別】	( F2階 ) ( 48.02 )	( )	( 48.02 ) m <sup>2</sup>
	( F1階 ) ( 44.98 )	( )	( 44.98 ) m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
	( 階 ) ( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ロ.合計】	( 93.00 )	( )	( 93.00 ) m <sup>2</sup>
【13. 屋根】	ガルバリウム鋼板葺 (NM-8697)		
【14. 外壁】	防火サイディング (QF045BE-9226)		
【15. 軒裏】	軒裏サイディング (QF045RS-9122)		
【16. 居室の床の高さ】	561 mm		
【17. 便所の種類】	水洗		
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1			
【2. 階】	F1			
【3. 柱の小径】	105	mm		
【4. 横架材間の垂直距離】	2583	mm		
【5. 階の高さ】	2700	mm		
【6. 天井】				
【イ 居室の天井の高さ】	2400	mm		
【ロ 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途の別の床面積】	( 用途 の 区 分 )	( 具体的な用途の名称 )	( 床 面 積 )	
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 44.98 )	m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ニ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ホ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ヘ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】				
【9. 備考】				

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	F2		
【3. 柱の小径】	105	mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2557	mm	
【5. 階の高さ】			
【6. 天井】			
【イ 居室の天井の高さ】	2400	mm	
【ロ 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7. 用途の別の床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(48.02) m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【へ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

(第六面)

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 m

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

## 委任状

【代理人】

【資格】 一級建築士 国土交通大臣登録 第 302663 号  
【氏名】 仲田 敏正  
【建築士事務所名】 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 第 8352 号  
エム、デザインオフィス一級建築士事務所  
【郵便番号】 352-0021  
【所在地】 埼玉県新座市あたご 3-2-21  
【電話番号】 048-201-2402

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続きを委任する。

【1. 地名地番】

練馬区大泉町二丁目 3510番 77.78

【2. 主要用途】

一戸建ての住宅

【3. 工事種別】

新築

【4. 委任事項】

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 確認（許可）申請手続              | <input checked="" type="checkbox"/> 確認済（許可）証受取 |
| <input type="checkbox"/> 中間検査申請手続                           | <input type="checkbox"/> 中間検査合格証受取             |
| <input checked="" type="checkbox"/> 完了検査申請手続                | <input checked="" type="checkbox"/> 検査済証受取     |
| <input type="checkbox"/> 取止・取下届提出                           |  |
| <input type="checkbox"/> 風致地区内行為許可申請手続                      |  |
| <input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構設計審査申請手続                   |  |
| <input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構現場検査申請手続                   |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法第 53 条第 1 項の許可申請手続 |  |
| <input type="checkbox"/> その他（ ）                             |  |

令和 2 年 1 月 10 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

〒179-0076 東京都練馬区土支田3丁目18番5号  
株式会社 シンセイハウジング  
代表取締役 増田 菊次

